

令和８年度 上牧町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和８年７月１５日

１ 趣旨

この方針は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第９条の規定に基づき本町における障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

２ 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

３ 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全ての機関（以下「各部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

４ 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第２条第２項から第４項までに規定する以下の施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- （１） 障害者支援施設
- （２） 地域活動支援センター
- （３） 障害者福祉サービス事業を行なう施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行なう事業所）
- （４） 障害者の地域における作業の場として障害者基本法第１８条第３項の規定により、必要な費用の助成をうけている小規模事業所
- （５） 障害者優先調達法施行令第１条第１項に規定する事業所（特例小会社）
- （６） 障害者優先調達法施行令第１条第２項に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- （７） 在宅就業障害者
- （８） 在宅就業支援団体

５ 調達の対象となる物品等

この方針により、調達を推進すべき物品等は次のとおりとする。

（１） 物品

- ア 食品類（菓子、弁当等）
- イ 小物類（布製品、紙製品等）
- ウ 印刷製品（名刺、封筒、ポスター、チラシ、パンフレット等）
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業（清掃、草刈り、データ入力、資源回収、分別作業等）
- イ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の目標

この指針に基づく調達目標については、次のとおりとする。

令和8年度調達目標金額	350,000円
-------------	----------

7 調達の推進方法

この指針の推進を行なうため、次のような方法をもって実施する

- (1) 障害者就労施設等が調達可能な物品等については、調達を円滑に進めることができるよう各部署に対して情報の提供を行うとともに、優先調達を依頼する。
- (2) 物品等の調達にあたっては、本町の調達に関する他の指針、随意契約にかかるガイドライン、シルバー人材センターや地元小中企業などとの調和を図りつつ、総合的かつ計画的に推進する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に基づく随意契約制度を適正に活用する。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、町内の障害者就労施設等の受注機会の増大について配慮するものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定又は見直しをしたときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績件数及び調達目標については、翌年度の8月末までに、町ホームページ等により公表する。

9 調達方針の見直し

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、必要に応じ本方針の見直しを行う。

10 調達方針に関する担当部署

本方針の策定、管理、運営に関する担当部署は、健康福祉部福祉課が行う。